

軸組	枠組	項目	条文	小項目	仕 様	仕様の明示	備考																																																																																																
記 入	別 添 枠 組 用 の 仕 様 表 の と お り	木構造	令第41条	木材	構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質	□ 使用材料は以下による（別添図示の場合は、記載不要） <table><tr><th colspan="4">木 材</th><th colspan="2">耐力壁ほか</th></tr><tr><th>部位</th><th>樹種</th><th>等級</th><th>寸法</th><th>部位</th><th>仕様、寸法、ほか</th></tr><tr><td>土台</td><td></td><td></td><td></td><td>床</td><td></td></tr><tr><td>大引</td><td></td><td></td><td></td><td>床</td><td></td></tr><tr><td>管柱</td><td></td><td></td><td></td><td>屋根</td><td></td></tr><tr><td>遠し柱</td><td></td><td></td><td></td><td>屋根</td><td></td></tr><tr><td>床梁</td><td></td><td></td><td></td><td>筋かい</td><td></td></tr><tr><td>胴差し</td><td></td><td></td><td></td><td>筋かい</td><td></td></tr><tr><td>軒桁</td><td></td><td></td><td></td><td>外周面材</td><td></td></tr><tr><td>枕梁</td><td></td><td></td><td></td><td>外周面材</td><td></td></tr><tr><td>小屋梁</td><td></td><td></td><td></td><td>内部面材</td><td></td></tr><tr><td>小屋束</td><td></td><td></td><td></td><td>内部面材</td><td></td></tr><tr><td>もや、棟木</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>垂木</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>火打ち梁</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	木 材				耐力壁ほか		部位	樹種	等級	寸法	部位	仕様、寸法、ほか	土台				床		大引				床		管柱				屋根		遠し柱				屋根		床梁				筋かい		胴差し				筋かい		軒桁				外周面材		枕梁				外周面材		小屋梁				内部面材		小屋束				内部面材		もや、棟木						垂木						火打ち梁												
			木 材				耐力壁ほか																																																																																																
			部位	樹種	等級	寸法	部位	仕様、寸法、ほか																																																																																															
			土台				床																																																																																																
			大引				床																																																																																																
			管柱				屋根																																																																																																
			遠し柱				屋根																																																																																																
			床梁				筋かい																																																																																																
			胴差し				筋かい																																																																																																
			軒桁				外周面材																																																																																																
枕梁				外周面材																																																																																																			
小屋梁				内部面材																																																																																																			
小屋束				内部面材																																																																																																			
もや、棟木																																																																																																							
垂木																																																																																																							
火打ち梁																																																																																																							
令第43条	柱の小径	柱の必要小径	□ 適合 <table><tr><td colspan="2">(1階)</td><td colspan="2">(2階)</td></tr><tr><td>柱の必要小径</td><td>mm角</td><td></td><td>mm角</td></tr><tr><td>柱の小径</td><td>mm角</td><td></td><td>mm角</td></tr><tr><td>横架材間距離</td><td>mm</td><td></td><td>mm</td></tr></table> ※最大値 □ 全柱の各方向に面材（構造用合板、石こうボード等）が取りつく □ 1/3以上欠き取る場合は適切に補強をする □ 通し柱、または同等の補強（N値計算による） □ 適合 <table><tr><td>柱の小径</td><td>0 mm角</td><td>0 mm角</td></tr><tr><td>横架材相互間距離（座屈長さ）</td><td>0 mm</td><td>0 mm</td></tr><tr><td>柱の有効細長比</td><td> <150</td><td> <150</td></tr></table>	(1階)		(2階)		柱の必要小径	mm角		mm角	柱の小径	mm角		mm角	横架材間距離	mm		mm	柱の小径	0 mm角	0 mm角	横架材相互間距離（座屈長さ）	0 mm	0 mm	柱の有効細長比	<150	<150	□ 仕様規定 □ 告示1349第二の構造計算																																																																										
(1階)		(2階)																																																																																																					
柱の必要小径	mm角		mm角																																																																																																				
柱の小径	mm角		mm角																																																																																																				
横架材間距離	mm		mm																																																																																																				
柱の小径	0 mm角	0 mm角																																																																																																					
横架材相互間距離（座屈長さ）	0 mm	0 mm																																																																																																					
柱の有効細長比	<150	<150																																																																																																					
令第44条	はり等の横架材	中央部付近の下側に耐力上支障のある欠込み無し	□ 適合																																																																																																				
令第45条	筋かい	筋かいの断面	□ 筋交いなし □ 筋交いあり（寸法等は、上記の表による）																																																																																																				
		筋かいの欠き込み有無	□ 原則、欠き込みなし（必要な場合は、Zマーク表示金物又は同等認定品で補強） たすき部補強：両面から短冊金物（s）当て六角ボルト（M21）締め、スクリューくぎ（ZS50）打ち																																																																																																				
令第46条	構造耐力上必要な軸組	吹き抜け部分 小屋組の種類 火打土台の種類、寸法（エイトハス・土間床部分は除く） 壁量基準（耐震・耐風）	□ 吹き抜けなし □ 火打ち梁を設置 □ 火打梁（木製） □ 火打梁（鋼製） ※小屋組に振れ止めを設置する □ 火打土台あり □ 火打土台なし（合板） □ 耐風ばりを設置 □ 別添の壁量計算等の図面による																																																																																																				
令第47条	継手・仕口		□ N値計算（Zマーク表示金物又は同等認定品） □ 告示1460仕様 <table><tr><td>・筋かい端部</td><td>筋かいプレート（BP2等）</td></tr><tr><td>・耐力壁両側柱頭・柱脚</td><td></td></tr><tr><td>・その他の柱頭・柱脚</td><td>かど金物（CP-L等）</td></tr><tr><td>・その他の主要な部分はボルト締め、かすがい打ち等で緊結</td><td></td></tr><tr><td>・小屋組の接合方法</td><td>たるき-軒桁接合 ひねり金物 ST-15</td></tr><tr><td></td><td>たるき-もや接合 鉄丸くぎ 2-N75 2本斜め打ち</td></tr><tr><td></td><td>小屋束-小屋ばり かすがい C120両面打ち</td></tr><tr><td></td><td>小屋束-もや接合 かすがい C120両面打ち</td></tr></table>	・筋かい端部	筋かいプレート（BP2等）	・耐力壁両側柱頭・柱脚		・その他の柱頭・柱脚	かど金物（CP-L等）	・その他の主要な部分はボルト締め、かすがい打ち等で緊結		・小屋組の接合方法	たるき-軒桁接合 ひねり金物 ST-15		たるき-もや接合 鉄丸くぎ 2-N75 2本斜め打ち		小屋束-小屋ばり かすがい C120両面打ち		小屋束-もや接合 かすがい C120両面打ち	□ 仕様規定 □ 告示1460の構造計算 基準風速 □ 30m/ s （下記以外） □ 32m/ s （久慈市,葛巻町,田野畑村,普代村,野田村,山形村,一戸町） □ 34m/ s （二戸市,軽米町,種市町,大野村,九戸村）																																																																																			
・筋かい端部	筋かいプレート（BP2等）																																																																																																						
・耐力壁両側柱頭・柱脚																																																																																																							
・その他の柱頭・柱脚	かど金物（CP-L等）																																																																																																						
・その他の主要な部分はボルト締め、かすがい打ち等で緊結																																																																																																							
・小屋組の接合方法	たるき-軒桁接合 ひねり金物 ST-15																																																																																																						
	たるき-もや接合 鉄丸くぎ 2-N75 2本斜め打ち																																																																																																						
	小屋束-小屋ばり かすがい C120両面打ち																																																																																																						
	小屋束-もや接合 かすがい C120両面打ち																																																																																																						

工事名	〇〇様邸新築工事	〇〇建築士事務所 岩手県知事登録 第〇号 〇建築士（登録）岩手県 第〇号 〇〇 〇〇	仕様表（2/3）
-----	----------	---	----------

※青いマニュアル本P30

- 補強コンクリートブロック造の塀に該当する場合、配置図に明示済
- 防火構造（屋根、外壁、軒裏）に該当する場合、構造詳細図等に明示済
- 居室の内装（内装材、換気設備）に該当する場合、シックハウス関連図等に明示済

軸組	枠組	項目	条文	小項目	仕 様	仕様の明示	備考	
記入	記入	給排水衛生設備、電気設備	令第129条の2の3	建築設備の構造強度	昇降機以外の建築設備の構造方法 （給湯設備の転倒防止対策基準）	☐ 給湯設備の設置なし ☐ 告示1447（告示1388号及び同左第5改正）の構造方法に従い設置 ☐ 仕様ルート（告示第5の1～3号） ☐ 計算ルート（告示第5の4号）	※固定方法を確認できる資料を添付 ※計算書等の資料を添付	
			令第129条の2の4 法第32条 法第36条	共通		☐ 配管設備なし（給排水、電気すべて） ☐ 令第129条の2の4に適合 ☐ 令第129条の2の4第1項第7号（地階を除く階数が3以上、地階に居室有り）に該当する場合 ☐ 令第129条の2の4第1項第7号（防火区画等の貫通）に該当する場合 ☐ 令第129条の2の4第1項第8号（3階以上の共同住宅）に該当する場合 ☐ 令第129条の2の4第2項（水道法に該当しない飲料水の配管）に該当する場合 ※検討図等を添付 ※検討図等を添付 ※検討図等を添付 ※検討図等を添付		
				給水設備	適用の有無 管理者との協議有無 建築基準関係規定、基準 給水・給湯管材料	☐ 給水設備なし ☐ 上水道管理者と協議済 ☐ 告示1390に適合、水道法第16条及び水道法施行令第6条に適合 引込 ステンレス管 敷地内 耐衝撃硬質塩化ビニル管 住戸内 架橋ポリエチレン管 水栓 吐水口空間を有効に確保する その他 給水管にウォーターハンマー防止措置を行う		
				排水設備（公共下水）	適用の有無 管理者との協議有無 建築基準関係規定、基準 排水管材料	☐ 排水設備なし ☐ 下水道管理者と協議済 ☐ 告示1597に適合、下水道法第10条第1項及び第3項及び同法施行令第8条に適合 排水樹 コンクリート製樹、硬質塩ビ樹 排水管 硬質塩ビ排水管 地中埋設配管 防食テープにて処理 排水勾配 1/100以上 管径 下水道局の基準による その他 排水トラップの構造は、告示1597第2第3号の規定に適合 通気管の構造は、告示1597第2第5号の規定に適合 排水配管の構造は、令第129条の2の4第3項に適合		
				排水設備（浄化槽）		☐ 浄化槽設置なし ☐ 浄化槽法第3条の2第1項に適合のほか、保健所等の定める基準に適合（別添、浄化槽票及び関係図書のとおり）		
				ガス設備	適用の有無 建築基準関係規定、基準 都市ガス プロパンガス 高圧ガス	☐ ガス設備なし ☐ ガス事業法第162条に適合 ☐ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の2及び同施行規則第44条の規定に適合 ☐ 圧縮天然ガス容器（内容量20ℓ以上120ℓ未満）を家庭用設備として設ける場合、高圧ガス保安法第24条に適合		
				電気設備	適用の有無 基準	☐ 電気設備なし ☐ 法第32条に適合		
工事名			〇〇様邸新築工事		〇〇建築士事務所 岩手県知事登録 第〇号 〇建築士（登録）岩手県 第〇号 〇〇 〇〇		仕様表（3/3）	